

令和5年度第1回 鳴門市児童福祉審議会 議事録

日 時 令和5年8月30日(水) 午後7時～

場 所 消防庁舎3階 会議室

出席者 委員11名、関係課・事務局職員12名

欠席者 委員6名

傍聴者 1名

概 要

1 開会

2 会長あいさつ

3 委員自己紹介

4 議事

(1) 鳴門市子ども・子育て支援事業計画 令和4年度実績報告について

鳴門市子ども・子育て支援事業計画に掲載している各事業の令和2年度実績について、事務局より報告しました。

(委員)

会議資料6ページの上の表の、令和4年度の見込みの数字は、いつ時点で立てられた数字なのか。

(事務局)

5カ年計画を作った時点での数字となるので、令和元年度時点で立てられた数字である。

(委員)

ということは、コロナの影響が反映できなかった数字ということか。

(委員)

会議資料6ページの上の表の7番「乳児家庭全戸訪問事業」については、令和4年度実績を198人としているが、この事業の目的は全戸に訪問することなので、単位を「人」のままにしておくと、子どもの数が減ると前年度比はずっとマイナスになると思う。出生数に対する全戸訪問数のパーセンテージにすれば、「以前よりも全戸訪問ができています」というような実績になると思う。このまま単位を「人」にしておくと、子どもの数が減れば全戸訪問している数もどんどん減っているというような印象を与えるので、検討してもらいたい。

(事務局)

資料にある見込みの数字については、第1次の計画から作っているものであるため、単位を「人」から「パーセンテージ」に変更するかどうかについては、計画の状況を見ながら検討していきたい。

(2) 第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画について

第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画制定までのスケジュール案について、事務局より報告しました。

(会長)

前回のニーズ調査では、就学前の子どもの保護者及び小学生の保護者を対象に調査を行っていると思うが、「鳴門市うずっ子条例」もできたので、今回は子どもの意見も聞けたら良いと思う。

(委員)

前回、アンケートを実施した際も「回収方法を考えるべき」という案が出ていたと思うので、学校や園で取りまとめをして、回収率を上げるという方法も考えてもらえたらと思う。前は個人に案内が届き、郵送で市に返送するという方法であり、「なるべく回答してください」ということは書かれていたが、答えずに手元に残っていても問題ないという状況だった。保育園や幼稚園、小学校に回答ができる窓口を設けて、回収率を上げるというのも一つの手なのではないかと思う。

(会長)

園にとって負担ではないのか。

(委員)

回収するだけなので、そこまで負担にはならないと思う。回収率を上げて、いろいろな人の意見、少数派の人の意見も集められると思う。幼稚園や保育園は協力を惜しまないと思う。保護者にとっても、アンケートは封をしていると思うし、保育園や幼稚園、小学校に提出できる方が回答しやすいのではないかと思う。

(会長)

匿名性が担保されている方が、回収率も上がると思う。

(委員)

前回のアンケート回答について、実際に回答をしてみて「どう答えたらいいのか」と悩んだ部分もあった。子ども一人あたりについて回答するのか、家族について回答するのか、どちらかがわかりにくかった。「子どもの世話は主に誰がしているか」というような質問があったと思うが、上の子は祖父母に預けているが、下の子は自分が見ているという場合もあって、答えるのが難しいと感じた。子ども一人ずつについて答えるなど、何か回答方法についても考えた方が良いのではないかと思う。その子は何歳で、今どこに在籍していて、どんなニーズがあるのか、といったことは、やはり分かれてくると思う。アンケートの取り方は難しいと思うが、その辺りについて検討してはどうかと思う。

(事務局)

アンケートの回収方法や回答方法については、第2回の審議会で審議したいと思う。回収率を上げる方法の話があったが、前は学校の先生の負担軽減の観点から、郵送回収の方法をとった。また、回答方法について、家族構成がそれぞれ違うので、設問の仕方が非常に難しい。これらの課題をどうクリアするかということも今後、審議してもらいたいと思う。

(委員)

回答方法については紙での回答でないといけないのか。オンラインでの回答ではできないのか。何か決まりがあれば教えてもらいたい。

(事務局)

ウェブ調査についても検討したが、設問が非常に多いアンケートであり、多いところだと30~40くらいある。ずっと答えていると途中で投げ出す人も出てくると思う。紙での回答だと途中で一旦置いて、また空いた時間に回答をすることができる。また、ウェブと紙の2つの回答方法にしてしまうと、重複して回収されてしまうという懸念もあるので、これからどのようにしていくか検討していきたいと思う。

(3)「鳴門市うずっ子条例」の今後について

鳴門市うずっ子条例の広報・啓発について、事務局より説明を行いました。

(委員)

今年度、大学の授業で学部生に対して90分×4回の授業時間を使い、「子どもの権利条約」と「鳴門市うずっ子条例」の話を行った。そこで学生たちが、子どもたちが見るための紙のリーフレットのようなものを作った。それを地域の「子ども食堂」や「子どもの居場所」に配布してもらおうと検討している。学生についても前向きに取り組めると思うので市と協働で何かできたら良いと思う。また、広報の仕方として、リーフレットや学校の社会科や総合学習の授業で取り扱うことはとても良いことだと思ったが、それ以外に夏休みの宿題である自由研究の題材にするのも良いと思う。以前、他課が夏休みに開催していた子ども向けの「お金の使い方講座」を受講したことがあるが、保護者と一緒に子どもも結構来ていた。そのような形で、「鳴門市うずっ子条例」と「子どもの権利条約」、「SDGs」を絡めて、講座やイベントを行うのもいいと思う。参加すると、「夏休みの宿題ができる」というようにすると、たくさんの人が関心を持って来てくれるのではないかと思うので、検討してもらいたい。

(委員)

リーフレットを配ってもらうことは大変良いことだと思うが、ただ配られるだけだと、子どもが学校で受け取って、ランドセルに放り込んで持って帰ってくる、というだけで終わってしまうのではないかという懸念がある。ただ持って帰っただけでは、本人も見ることがわからないし、ましてや保護者も見ることがわからないまま、ごみ箱に捨てられてしまうということになってしまう。せっかく作っていただいたリーフレットがもったいない。何か、学校で配布する時に、「このような説明をして配ってください」などを添えて先生に配ってもらうなど、見てもらえるような

工夫をして配れば良いのではないかと思います。

(事務局)

当然、リーフレットだけを子どもに配ったら、見てもらえるか、扱いがどうなるかという懸念はあると思う。鳴門市では今年度、市民協働推進課が初の試みとして「1日市長体験」というイベントを実施して、鳴門市がやっていることを学ぶ機会を作った。それに似たような取り組みをすることで子ども条例の大切さを知ってもらう動機づけができると思う。その上で、リーフレットを見て吸収してもらうという「合わせ技」での取組が必要ではないかと考えている。今後、そのような取組を考えていきたいと思うので、ご意見・知恵をいただきたい。

(会長)

現在、市のホームページで鳴門市うずっ子条例が公開されているが、条例にはふりがなが付いている。ふりがな付きで条例を公開しているという市はあまりないと思うので、素晴らしいと思っている。

(事務局)

意見があったとおり、確かにリーフレットを配るだけでは見てもらえないと思うので、学校現場等や授業で使用するなどして、鳴門市のことをもっと知ってもらう機会に使ってもらえるよう働きかけていきたいと思う。

(委員)

「鳴門市うずっ子条例」という名前をつけたのは、条例ができるだけ親しみやすいものになるよという思いからだのだが、先程から意見があるように、「鳴門市うずっ子条例」について一番大事なことが啓発だと思う。子どもたちが条例の内容を学んで、「自分たちにこれだけの役割があるんだ」ということを分かるようにしてもらいたい。最近の子どもは文字を読むのが苦手だと思うので、「鳴門市うずっ子条例」を題材に授業を行うなどして、子どもたちに意味を分かってもらえるようにしてもらいたい。非常に期待している。

(委員)

学校を通じての啓発であるが、小中学校にリーフレットを配る際はぜひ、学校図書室にも配ってもらいたい。図書室には学校図書館サポーターがいるので、PRすることができる。配布さえしてもらえれば、学校図書館サポーターの横の繋がりで啓発をお願いできるので、ぜひ、学校図書室分もリーフレットを配ってもらいたい。

(委員)

やはり、最初のきっかけは学校できちんと説明を受けて、子どもが興味を持てるように話をして、その上でリーフレットを配り、「おうちの人にも教えてあげてよ」という一言があれば、子どもが広報委員となって家庭で広報してくれると思う。学校で面白いと思った授業があった日は、子ど

も自らが教えてくれる。子どもたちの話を聞いていると、体験が一番心に残るようだ。条例の文字をただ追うだけでなく、「この条例のこの部分が、今自分がしているこれに繋がっている」、「この部分が自分の未来に繋がる」、「人を守ることになる」など、きちんと話をしてもらいたい。子どもたちは、一旦興味を持ったら、こちらが何も言わなくてもものめり込むと思う。「法律」というと難しいと思うが、自分が生きていく上でのお得な情報であるとか、楽しい方法であるとか、自分にプラスになる情報だと思えば、興味を持ってくれると思う。

(委員)

このような権利が子どもにあるということが理解できた後、子どもたちが「自分はこの権利を行使できていない」とか「私はこんなふうではない」と思ったときに、助けられるような体制は構築されているのか。

(事務局)

鳴門市うずっ子条例第 16 条に「相談体制の強化」と明記している。どこに相談をすれば良いのか分からないということにならないよう、ここに行けば相談に乗ってもらえ、解決してもらえという場所をこれから構築していこうと考えている。今は、いろいろなところに窓口としてあるが、もう少し分かりやすいようにしていきたいと考えている。

(委員)

子どもたちが残念な思い・悲しい思いをしないようにしていただきたい。条例の周知だけでなく、相談窓口も併せて案内することで、子どもたちが「困ったときに助けてもらえる」、「自分たちが守られている」ということを本当に実感できるようにしていただきたい。

(4)鳴門市中央保育所について

(5)保育施設利用児童数について

鳴門市中央保育所及び保育施設利用児童数について、事務局より説明を行いました。

(委員)

旧の保育所施設についてはどうする予定なのか。

(事務局)

まだ何も決まっておらず、解体するにも解体できない状況になっている。そもそも、新しい保育所を建てた理由として、旧保育所施設の耐震基準が旧のものになっているということがあるので、他の利用が難しいというのが現実である。貸すこともできない状況なので、そのままとなっている。売却というのでも 1つの手段であるが、跡地活用については、現在内部でも協議をしている状況である。

(委員)

前の中央保育所と林崎保育所では人数は何人くらいいたのか。

(事務局)

前年度は、中央保育所の定員 50 名の大体半分ずつくらいの人数がいた。

(委員)

周りとお話をしていると、新しく保育所を作って、定員が 50 人というのは少ないのではないかと疑問に思っている人もいた。

(事務局)

保育施設の利用児童数については次の議事で説明しようと考えていたが質問があったので説明する。会議資料 8 ページのとおり、令和 5 年度、本市では保育所 12 か所、認定こども園 4 か所で運営している。この資料は令和 5 年 8 月 1 日時点の利用児童数であるが、保護者の就労等により保育の必要性がある児童は合計 854 名、鳴門市外を含めると 857 名となっている。現状、コロナ禍や少子化の影響で子どもの人数が減っているという状況で、面積基準の関係で受け入れ停止を行っている鳴門市中央保育所を除いて、10 か所において定員を下回っている状況である。いずれの施設も利用できない児童、いわゆる待機児童は発生していない状況である。私立保育所が満定員となっていないところもあるので、今の状況から中央保育所の定員を 50 名としたことについては、適正な人数と考えている。

(委員)

中央保育所の役割について今後考えていかなければならないと思った。確かに私立保育園の定員が空いているところもあるので、乳幼児期の子どもたちが過ごす環境として、例えば、次に行く予定の幼稚園や小学校と近い距離にあることや、保護者にとって家から近い距離にあった方が迎えに行きやすく、何かあったらすぐに行けるという利便性があるが、中央保育所は少し住環境から離れたところにある。中央保育所がある立地性から考える、今後の役割についてどう考えているか教えてもらいたい。

(事務局)

公立保育所を 1 か所にするという中で、場所の候補はいくつかあったが、現在の場所を選択した理由の一つとして、昨年まで運営をしていた中央保育所と林崎保育所の中間位置であるということが挙げられる。また、保育所の南側にある健康福祉交流センターを、今後、就学前の子育て支援の拠点とし、子ども家庭センターが入るなど、いろいろな機能を設けていこうと進めているところである。

(委員)

このようなセンターが隣にあるということは非常にメリットである。例えば、ハンディキャップがある子どもや何か支援が必要な子どもに対して、隣のセンターで療育を受けながら、保育園に行くこともできる。これは非常にメリットがあると思うので、今後、子どもの数が減少していく

中で、公立保育所の立地や環境から考えて、どのようなことに特化してやっていくのかということを考えていかなければならないのではないかと思った。

(委員)

中央保育所を設立する際に保育だけではなく、保育士の研修等も行うと言っていたが、現在、どのような状況なのか。今、保育士も非常に少ないという状況であると思うが、そのあたりについてもどうか。

(事務局)

鳴門市公立保育所再編計画の中で、新公立保育所に研修機能も有するということが記載していたが、今回建設した中央保育所は、研修機能を有している施設ではない。というのも、健康福祉交流センターを子育て支援の拠点として設ける予定であるため、当初の計画からはずれてしまうが、そちらで研修をしていけたらと考えている。

今、現状で保育士の研修は、それぞれの就学前施設や保育所で行っているが、今後、就学前の部分で一体となった研修をどのように行っていくかについて考えていき、保育士や幼稚園教諭が学べる機会を作っていけるよう進めていきたい。

(委員)

今は保育士も少ないという状況なので、ぜひとも進めていただきたい。

(委員)

保育所に通う場合、居住区域等関係なくどこの保育所でも通えるものなのか。または、小学校・中学校と同様に学校校区があってその範囲でなければいけないというような取り決めがあるのか教えてもらいたい。

(事務局)

鳴門市の場合は、保育所、幼稚園、認定こども園といういろいろな種類の施設があるが、保育所と認定こども園については、従来から鳴門市内全域どの施設でも利用できることとなっている。幼稚園については、以前は小学校に併設されていたため、小学校と同じ園区というものがあつたが、令和3年度より園区を廃止し、市内全域どの施設でも利用できるようになっている。

(委員)

保育所の空きが出た場合、案内等は行っているのか。

(事務局)

保育施設に入りたいという方は個別に申込みに来るので、その際に空き状況等の案内を行っている。各保育施設に対しては、毎月、何歳児が何人入れるかという空き状況を確認しており、その状況を見ながら、保護者に入所する施設を選んでもらっている。

保育所・認定こども園は、基本的に就労要件があるため働いていない方は利用できないが、4・5歳児であれば、幼稚園は就労要件がないためどなたでも使えるようになっている。

(6)その他

(委員)

子育て事業の中に鳴門市版ネウボラは入らないのか。

(事務局)

ネウボラについては健康福祉交流センターの中に入っている。また、ファミリーサポートセンターも同じ施設に入っている。今後は、子育て応援団レインボーが撫養町斎田の旧成徳高校で運営しているので、健康福祉交流センターの中に集約化できないか検討している状況である。

(委員)

ランドセル無償化事業として、小学校新1年生にモンベル製のリュックサックを無償配布するようだが、せっかくなので中学1年生にも同様のリュックサックの無償配布を行ってもらえないか。

(事務局)

今回、小学校1年生にリュックサック無償配布を導入したのは、ランドセルが結構重いので、子どもたちの負担軽減のため、リュックサックかランドセルのどちらを使用しても良いという選択を広げるという理由もある。市内中学校2校については、現在専用カバンを使用しているが、中学1年生への配布については将来的にどのようにするか、今後教育委員会とも協議しながら考えていきたい。

5 閉会